

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対応について

国の緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対応を下記のとおりといたします。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 期間

1月18日（月）から2月7日（日）まで

2 公民館の開館時間

開館時間を20時までに変更します。

3 人数上限

各室の収容定員を50%以内とします。

4 新規受付

1月18日から2月7日までの期間中に使用する新規受付を中止します。

5 使用日の変更申請又は使用料の還付申請

緊急事態宣言期間中（1月14日～2月7日）に申請者から感染防止のため使用日の2月8日以降への変更申請や使用の取りやめによる還付申請は、期限までに申請してください。

申請期限 2月28日（日）

施設名 根本交流センター